

| | |
|--------|--|
| 追加資料 2 | 令和7年度 第4回 佐倉市高齢者福祉・介護計画推進 懇話会（令和8年3月19日） |
|--------|--|

介護職員初任者研修等受講費用助成金（未定稿）

— 令和8年度から —

市では、介護職員初任者研修及び介護福祉士実務者研修を修了し、介護職員として市内の介護サービス事業所に就労している方を対象に、その受講料と教材費の一部費用を助成します。

| | |
|-----------------------------------|---|
| 対象となる研修 | ① 介護職員初任者研修 ② 介護福祉士実務者研修 |
| 対象者 (右 i ~ iii の条件を 全て満たす方) | i 令和7年4月1日以降に助成対象の研修を修了している。 ii 申請日に介護職員として市内介護サービス事業所等に就労している。 iii 研修修了日以降3か月以上勤務している。 ※助成対象となる介護サービス事業所・施設は裏面を参照してください。 ※市内介護サービス事業所・施設を運営する法人に直接雇用されている方に限ります。 |
| 対象となる経費 | 受講料、教材費 ※教材費は研修実施事業者等が指定した教材に係る費用に限ります。 |
| 助成の内容 | ○ 対象経費の2分の1(千円未満切り捨て) ○ 上限額 介護職員初任者研修 5万円 介護福祉士実務者研修 10万円 ※就労先事業所等が負担(補助)した受講料等は助成対象経費から除きます。 |
| 申請書類等 | ① 助成金申請書 ② 研修事業者が発行する修了証明書の写し ③ 就労先が発行する就労証明書 ④ 対象経費の領収書又はクレジット契約証明書 ⑤ 事業者等負担した助成額等が確認できる書類 |

■問い合わせ 佐倉市福祉部高齢者福祉課生きがい支援班

電話 043-484-6243（直通）

✉koureishafukushi@city.sakura.lg.jp

○対象となる介護サービス事業所・施設

令和8年4月1日現在

| 介護サービス | 介護予防サービス等 |
|---------------------|-----------------------|
| 訪問介護（ホームヘルプサービス） | 第1号訪問事業（訪問型サービス）（注1） |
| 訪問入浴介護 | 介護予防入浴介護 |
| 通所介護（デイサービス） | 第1号通所事業（通所型サービス）（注1） |
| 訪問通所リハビリテーション | 介護予防通所リハビリテーション |
| 短期入所生活介護（ショートステイ） | 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） |
| 短期入所療養介護 | 介護予防短期入所療養介護 |
| 特定施設入居者生活介護 | 介護予防特定施設入居者生活介護 |
| 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） | |
| 介護老人保健施設 | |
| 介護療養型医療施設 | |
| 定期巡回・随時対応型介護看護 | |
| 夜間対応型訪問介護 | |
| 地域密着型通所介護 | |
| 認知症対応型通所介護 | 介護予防認知症対応型通所介護 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 介護予防小規模多機能型居宅介護 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 介護予防認知症対応型共同生活介護 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | |
| 地域密着型介護老人福祉施設 | |
| 看護小規模多機能型生活介護 | |

（注1）介護予防・日常生活支援総合事業